

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一、国家知識産権局が英語組織名称を変更

1. はじめに

2018 年 8 月 28 日、国家知識産権局の英文名称が、「SIPO: State Intellectual Property Office」から「CNIPA: China National Intellectual Property Administration」へと変更された。以下、その組織名称変更の概要を紹介する。

2. 組織名称変更の概要

2018 年 8 月 28 日、国家知識産権局の申長兩局長は、「一帯一路」ハイレベルフォーラムにおいて、国家知識産権局の組織変更により、知的財産の管理能力が大きく向上し、専利、意匠、商標、原産地地理表示、集積回路配置図の集中管理が実現し、組織の機能が大きく発展したとして、国家知識産権局の中国語名称は変更しないが、英文組織名称を「SIPO」から「CNIPA」へと変更することを発表した。

国家知識産権局の新旧サイト (www.sipo.gov.cn、<http://www.cnipa.gov.cn/>) を開くと、トップページの英文略称が変更されており、画面右下の「通知」欄には「2018 年 8 月 28 日から、国家知識産権局の英文名称略称を SIPO から CNIPA へ変更します。8 月 30 日から、国家知識産権局政府サイトは正式に新ドメイン www.cnipa.gov.cn を開設するので、各ユーザーは新しいドメインを使用してサイトにアクセスしてください。」と表示されるようになっている（下図）。

3. おわりに

先月の中国最新経済法律情報で紹介した国家知識産権局の組織変更に伴い、組織の名称を変更することで、新組織としての一体感が出てくるものと思われる。なお、百度「Baidu」で SIPO を検索すると旧サイトも通常通りヒットし、閲覧することができるため、今後は旧サイトを使わないよう注意したい。



二、「専利等案件訴訟プロセスの若干問題に関する決定」が常務委員会を通過

1. はじめに

2018年10月26日、「専利等案件訴訟プロセスの若干問題に関する決定」（以下、「決定」という）が、全国人大常務委員会第六次表決を通過した。該決定は、中級の人民法院が下した発明専利に関する判決等の上訴案を最高人民法院が審理するというものであり、訴訟プロセスの大きな変化が予想される。以下、その決定と、関連記事の内容を紹介する。

2. 「決定」の内容

該「決定」は、全5条で簡潔に構成されている。以下にその訳文を紹介する。

一、当事者が発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占等専門技術性が比較的強い知的財産民事案件の第一審判決、裁定を不服とし、上訴した場合、最高人民法院により審理する。

二、当事者が専利、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占等専門技術性が比較的強い知的財産行政案件第一審の判決、裁定を不服とし、上訴した場合、最高人民法院により審理する。

三、既に法律効力が発生した上述の案件の第一審判決、裁定、調解書に対して、法により再審を申請、上訴する等、審理監督プロセスを適用する場合、最高人民法院により審理する。

最高人民法院も法により下級人民法院に再審を指示できる。

四、本決定の試行満三年で、最高人民法院は全国人民代表大会常務委員会へ本決定の実施状況を報告しなければならない。

五、本決定は、2019年1月1日から施行する。

3. 「決定」に関する説明

決定の表決に先立ち、人民法院報等のメディアは、該決定の関連記事を掲載した。そこでは、最高人民法院の周強院長が該決定の意義を説明している。その説明の中で、ポイントになると思われる箇所を以下箇条書きで挙げる。

- 専利等の上訴案件を統一審理し、審理の専門化、管轄集中化、プロセス集約化及び人員の専門化を促進する
- 専利等の上訴案件を統一審理することで、外国企業の知的財産の法による平等な保護の強化に役立ち、法治化、国際化、利便化されたビジネス環境の形成を促進する
- 知的財産効力の判断と侵害の判断の 2 つの訴訟プロセス及び裁判基準の整合を実現し、裁判尺度が不統一という問題を解決する
- （北京、上海、広州の知識産権法院との関係について、）発明及び実用新案専利等の第一審判決、裁定を不服として提起する上訴案件は、最高人民法院知識産権法廷により審理され、知識産権法院によるその他案件の第一審判決、裁定を不服として提起する上訴案件は、依然として知識産権法院所在地の高級人民法院により審理される。

4. おわりに

本決定から、最高人民法院が知的財産に関する案件により積極的に取り組む姿勢が伺える。この知的財産の保護強化の姿勢は一貫しており、今後も様々な施策が続いていくことになると思われる。今回の決定後、上訴審が最高人民法院で直接審理されることにより、中国の専利における様々な論点が、迅速に整理、規範化されていくことが期待される。

以上

2018年11月9日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com